

朝鮮植民地化過程における軍用地収用

——鎮海湾一帯を対象として

加藤 圭木

はじめに

- 1 日露戦争初期の軍事占領と軍事基地建設
- 2 軍用地収用政策と朝鮮側の抵抗
- 3 朝鮮植民地化政策と鎮海湾

おわりに

はじめに

鎮海湾は朝鮮南部に位置する天然の良港として知られ、軍事的要衝とされていた⁽¹⁾。本稿は、日本の朝鮮植民地化過程における日本軍の軍用地収用を、鎮海湾一帯を対象として検討するものである。考察対象とする時期は、軍用地の収用が開始される1904年から、統監伊藤博文の圧力の下で韓国政府が同湾を「軍港」とする「予定」であると告示する1906年までである。

鎮海湾をめぐる角逐の歴史を見ていこう。19世紀末から日本とロシアの間では鎮海湾における土地争奪戦が繰り広げられてきた。日清戦争後において日本は朝鮮における勢力を後退させていたが、それを挽回させるために日本軍を朝鮮に上陸させることが検討されていた。その際に、上陸地点として想定されたのは、朝鮮南海岸方面であった。釜山等も候補として挙げたが、その中で地理的条件等から鎮海湾一帯がもっとも適切であるとされた。日露開戦がさしせまった1903年12月に日本海軍は、日露戦争の作戦計画として「仮根拠地」を鎮海湾に設置することを決めていた⁽²⁾。そして、1904年1月12日、占領地の臨時基地の防衛や管理をするための日本海軍の陸上部隊である仮根拠地防備隊が鎮海湾の巨済島に設置された。同隊は佐世保鎮守府の所属とされ、初代の鎮海防備隊司令官は餅原平二であった(同年12月15日には鎮海湾防備隊に改称された)⁽³⁾。

日露戦争開戦に先立つ1904年1月21日、韓国政府は局外中立を宣言していたが、日本軍は、2

(1) たとえば、「鎮海の発展」『東京時事新報』1912年6月4日付にこのような評価が見られる。

(2) 竹国友康『ある日韓歴史の旅——鎮海の桜』朝日選書、1999年、44-47頁。

(3) 秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典』第2版、東京大学出版会、1991年、454、755頁。金慶南・柳教烈「朝鮮海峡への要塞・軍港建設と国際関係」坂本悠一編『地域のなかの軍隊7 植民地 帝国支配の最前線』吉川弘文館、2015年、222頁。「仮根拠地防備隊戦時日誌(1)」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09050333400、『仮根拠地防備隊 戦時日誌』(防衛省防衛研究所)、10画像目。以下、アジア歴史資料センターはJACARとのみ記す。

月6日朝鮮の鎮海湾と馬山電信局を占領した。これが日露戦争における日本軍の軍事行動のはじまりであった⁽⁴⁾。8日には仁川より上陸しソウルを制圧したわけであるが、日露戦争において真っ先に軍事占領の対象となったのが鎮海湾一帯だったのである。その後、本稿で詳細に論じるように鎮海湾一帯では日本陸海軍の軍用地収用が進められた。前述のように日本海軍においては仮根拠地を置いていたが、日本陸軍もまた1905年4月21日に鎮海湾要塞司令部の編成を令し、29日に完了した。鎮海湾要塞司令部は韓国駐劄軍の隷下に入り、要塞砲兵大隊を指揮し、鎮海湾の「防御」にあたった（後述するように、砲台等の用地は1904年春の段階より収用が開始されていた⁽⁵⁾）。さらに、1905年の「日本海海戦」では日本海軍艦隊の出撃拠点にもなった。鎮海湾は日露戦争の勝敗を決する重要地点だったのである。

その後、1905年の「第2次日韓協約」（乙巳保護条約）による強制的な「保護国」化（事実上の植民地化）を経て、1906年には日本の圧力の下で鎮海湾を「軍港」とするとの「予定」が示された。1907年10月16日には朝鮮の海岸海面は日本海軍の佐世保鎮守府が所管することになり、「韓国併合」後の1911年1月1日には、「対馬及朝鮮ノ海岸海面」を所管する第5管区（日本の海軍区）が設置されるとともに、鎮海は日本の軍港に指定され、同軍港の境域が定められた（次頁図1参照）⁽⁶⁾。その後、1916年に鎮海には要港部が設置され、1923年には要港に指定された⁽⁷⁾。

以上を踏まえれば、1904年以降の鎮海湾一帯の歴史的経験をとりあげることは、日本による侵略戦争と植民地化政策を考察する上で、大いに意味のあることと思われる。

軍事都市としての鎮海については竹国友康、金慶南・柳教烈、橋谷弘等の先行研究があるが、主として「韓国併合」以降の展開に重点が置かれているため、植民地化過程、特に日露戦争下における軍用地収用や軍事基地建設について掘り下げた分析が必要である⁽⁸⁾。また、日露戦争以降の朝鮮における軍用地収用についてはソン・ジヨンの研究が重要であるが、鎮海湾の軍用地収用は課題と

(4) 和田春樹『日露戦争——起源と開戦』下巻、2010年、302頁。金子文子『日露戦争と大韓帝国——日露開戦の「定説」をくつがえす』高文研、2014年、327頁。金子文子は、2月6日の鎮海湾・馬山電信局占領について、「局外中立を宣言していた大韓帝国に対する明白な侵略行為であり、開戦後いちやくソウルを軍事占領した日本軍によって、二月二三日に韓国に不法に強要された「日韓議定書」によっても、決して合理化しえないものであった」と指摘している。なお、以上の点を含め、日露戦争と朝鮮の関係については拙著『紙に描いた「日の丸」——足下から見る朝鮮支配』岩波書店、2021年、第一章でとりあげている。

(5) 『朝鮮駐劄軍歴史』第1巻、朝鮮駐劄軍司令部、1916年、57頁（JACAR:Ref.C13070071600）。橋谷弘「要港部都市・植民地都市としての鎮海」坂根嘉弘編『軍港都市史研究VI 要港部編』清文堂、2016年、170頁。

(6) 『海軍制度沿革』巻15、1942年、2、5頁。「勅令第452号」および「勅令第453号」『官報』（日本）印刷局、1910年12月27日付。なお、本来の制度では、海軍区（鎮海は第5海軍区に属す）ごとに鎮守府が置かれるが、鎮海の場合は「当分ノ内鎮海軍港ニ鎮守府ヲ置カス佐世保鎮守府ヲシテ第五海軍区ヲ管セシム」（「勅令第452号」とされた（前掲、橋谷「要港部都市・植民地都市としての鎮海」171-172頁）。

(7) 『海軍制度沿革』巻3、1939年、1347頁。なお、要港は軍港に次いで重要な港を指す。要港部と鎮守府の関係も同様である（『国史大事典』吉川弘文館、1979-1997年、「鎮守府」「要港部」の項参照）。

(8) 前掲、竹国『ある日韓歴史の旅』。前掲、金・柳「朝鮮海峡への要塞・軍港建設と国際関係」。前掲、橋谷「要港部都市・植民地都市としての鎮海」。なお、本稿に関連するものとして、朝鮮植民地化の過程で進められた鎮海湾海軍用地の牧場計画を分析した蔣允杰「軍需牛肉缶詰生産と朝鮮——日露戦争以降における鎮海湾海軍用地の牧場建設計画を事例に」『日韓相互認識』第7号、2016年がある。

して残されている⁽⁹⁾。

日露戦争下における朝鮮側の抵抗については研究の蓄積はいまだに十分とはいえない。そうした中で注目されるのは、鄭昌烈、趙景達、君島和彦、慎蒼宇らの研究である⁽¹⁰⁾。本稿は、これらの研究を踏まえて、日露戦争下における日本の侵略と朝鮮側の抵抗について事実の解明を進める。

本稿の主要史料は、『各司謄録』（慶尚道）、そして、アジア歴史資料センターから閲覧できる防衛省防衛研究所所蔵『鎮海永興関係書類』等である。前者には軍事基地化が進められた地域の地方官や村のリーダーの報告書等が多数収録されている。後者には、軍用地収用に携わった日本軍、そして、在馬山日本領事館の報告書等が収められている。

本稿の構成は、以下の通りである。1では、日露戦争初期における日本軍による軍用地収用の展開過程を、朝鮮側の記録を踏まえて明らかにする。日本軍側が一方的に軍用地収用と砲台等の施設の建設を進めた様子を取りあげる。2では、軍用地収用政策がどの機関によって、いかに遂行されたのかを考察する。具体的には、日本陸海軍と日本外務省・現地領事館が緊密な連携をとりながら土地の確保を進めていたことを指摘する。また、地域社会の反発や地方官の抵抗、それに対する弾圧の展開を明らかにする。3では、鎮海湾一帯の行政権を日本側が直接掌握する案が検討されていたこと、さらに1906年に入って統監伊藤博文が鎮海湾の「軍港」計画を推進したことを論じる。伊藤の計画は、国際情勢や朝鮮側の反発を見据えながら、巧妙に日本の軍事拠点の確保を狙う欺瞞的なものであった。

本稿に登場する朝鮮の地方官について、あらかじめ説明しておく。鎮海湾一帯には、慶尚南道に属している巨濟郡・鎮南郡等がある。それぞれの郡の長は郡守と呼ばれる地方官であった。また、これとは別に昌原港には昌原監理という役職があった。監理とは、開港場等で通商事務を管轄する地方官のことである。昌原港は、鎮海湾に面する馬山港（1889年開港）のことである。日本側は

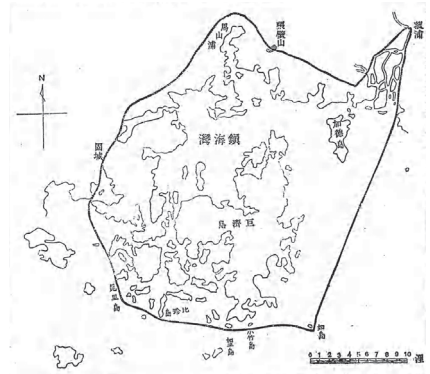


図1 1911年に指定された鎮海軍港境域

出典：「勅令第453号」『官報』（日本）印刷局、1910年12月27日付。

(9) ソン・ジョン「露日戦争以降日帝の軍用地収用と韓国民の抵抗——ソウル（龍山）、平壤、義州を中心に」『梨大史苑』第30号、1997年（朝鮮語）。また、鉄道用地の収用については、鄭在貞（三橋広夫訳）『帝国日本の植民地支配と韓国鉄道——1892～1945』明石書店、2008年、第五章。なお、拙稿「日露戦争以降の朝鮮における軍事基地建設と地域——永興湾を対象として」『一橋社会科学』第5巻、2013年、前掲拙著『紙に描いた「日の丸」』、第一章では、永興湾や龍山の収用を扱った。

(10) 鄭「露日戦争に対する韓国人の対応」歴史学会編『露日戦争前後日本の韓国侵略』一潮閣、1984年（朝鮮語）、趙「日露戦争と朝鮮」安田浩・趙編『戦争の時代と社会——日露戦争と現代』青木書店、2005年。趙『近代朝鮮と日本』岩波新書、2012年。君島「日露戦争下朝鮮における土地略奪計画とその反対闘争」（旗田巍先生古希記念会編『朝鮮歴史論集 上』1979年3月、龍溪書舎）。慎『植民地朝鮮の警察と民衆世界1894-1919——「近代」と「伝統」をめぐる政治文化』有志社、2008年、5章。また、日露戦争下の朝鮮東北部の「軍政」を扱った拙稿「日露戦争下における朝鮮東北部の「軍政」」『一橋社会科学』第8巻、2016年。ここでの先行研究レビューも同論文の記述を踏襲したものである。

これらの地方官に圧力をかけて、軍用地収用を実施しようとしたのである。

本稿において、「朝鮮」という用語は民族名・地域名（朝鮮半島全体を指す）として使用する。大韓帝国政府については、「韓国政府」と記す。史料の引用にあたっては、適宜旧字体は新字体にあらためるとともに、句読点等を補った。引用文中の〔 〕は筆者による補足である。また、引用史料中に差別表現があるが、歴史的用語としてそのままにした。なお、朝鮮語文献は日本語に翻訳した。

1 日露戦争初期の軍事占領と軍事基地建設

最初に、日露戦争以降、日本側がどのように朝鮮における軍用地収用を正当化していたかについて、述べておこう。日本が一連の軍用地収用の根拠としたのは1904年2月23日に朝鮮に対して強要した「日韓議定書」の第4条である。この中に、日本が「軍略上必要ノ地点ヲ臨機収用スルコトヲ得ル事」との規定がある⁽¹¹⁾。朝鮮の主権を無視した条項であるが、鎮海湾一帯の場合もこれによって正当化が図られたのである。

この点に関して、日本政府の見解を示す史料がある。2月27日、海軍大臣山本権兵衛は外務大臣小村寿太郎に対して、巨済島等の朝鮮の土地を「軍事上ノ必要ニ拠リ」「帝国政府ノ保有ニ帰セシメ度」として、韓国政府と協議することを求めた⁽¹²⁾。これに対して、小村は29日付の文書で、山本が照会した土地は「日韓議定書」第4条により「当然帝国政府ニ於テ収用ノ権利アル」として、「韓国政府ニ対シテ特ニ協商ノ必要無之候」としている⁽¹³⁾。「日韓議定書」によりフリーハンドを与えられているとする強引な主張である。

日本政府のこのような主張の下で、日本陸海軍は1904年2月より、鎮海湾を占領し、軍事基地を建設していく。日露戦争の勝敗が決した1905年9月の段階で、日本側の報告は次のように日露戦争における軍事占領を振り返って述べている。

開戦〔1904年2月〕后間モナク我海軍ハ鎮海湾ヲ以テ其仮拠地トナシ、巨済島及附近諸島ニ必要ノ防備ヲ施シ、其後陸軍ノ築城団ハ更ニ加徳島及猪島ニ頗ル堅固ナル砲壘ヲ築キテ、目下要塞砲兵之ニ駐屯シ、昨年九月起工シタル馬山軍用鉄道ハ既ニ開通シ三浪津ニ於テ京釜線ニ連リ〔後略〕⁽¹⁴⁾

このように述べた上で、鎮海湾方面において陸上・海上ともに日本側が軍事上「遺漏ナキ」状態

(11) 外務省編『日本外交文書』第37巻第1冊、345-346頁。

(12) タイトルなし文書、海軍大臣山本権兵衛→外務大臣小村寿太郎、1904年2月27日付、「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 12(6)」JACAR:Ref.C08020180700、『明治45年～大正元年 公文備考 土木 37 巻 129 鎮海永興関係書類 12』（防衛省防衛研究所）24-26画像目。

(13) タイトルなし文書、外務大臣小村寿太郎→海軍大臣山本権兵衛、1904年2月29日、前掲「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 12(6)」JACAR:Ref.C08020180700、21-22画像目。

(14) 「鎮海湾防備地帯行政委任ニ関スル取極理由書」、「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 6(5)」JACAR:Ref.C08020173300、『大正元年 公文備考 土木 311 鎮海永興関係書類 6 巻 123』、防衛省防衛研究所、25画像目。この文書の内容は、1905年9月2日に作成された文書を採録したものだという。

をつくりだしたとする。

では、占領と軍用地収用は具体的にどのように展開したのであろうか。朝鮮側の地方官が当時作成した報告から、この問題を探っていきたい。まず、巨済郡守権重勲は、外部大臣⁽¹⁵⁾に宛てて1904年3月18日に次のように報告している。すなわち、2月11日、12日以来、同郡の鷄龍山頂と大今山頂で、日本軍兵士が海上の軍艦の往來を監視している。また、巨済島から馬山港にかけて電信線が引かれている、という内容であった⁽¹⁶⁾。

この報告（3月18日）より前の3月9日に、慶尚南道觀察使閔衡植が外部大臣署理（代理）李址鎔に宛てて報告書を提出している。この報告書の中には、1904年2月の巨済島の状況を伝える巨済郡守権重勲の報告が引用されている。権重勲の報告は、次のような内容であった。

1904年2月24日、松真浦の洞任（洞里で公務に従事する人）から、2月21日に日本の軍艦5隻が同浦にやってきて、多数の資材を陸揚げして、砲台の工事を開始したという報告を受け取った。外国の兵が内洋にまでやってくるのはおかしいと考え、虚実を検証するために現地へ赴いた。すると、現地ではすでに5カ所において砲台の工事がおこなわれていた。そして、海辺近くの田圃には営舎のようなものが10カ所あまりつくられており、役夫に就く者は2,000名をくだらなかった。洞民が慟哭しながら一斉に被害を訴えたものの、日本軍は家屋と建物を奪っていった、という⁽¹⁷⁾。

3月26日には鎮南郡庁に在馬山領事三浦弥五郎が来訪した。鎮南郡守朴逸憲の報告によると、三浦は「本郡閑山島の要害一処に砲台を建築し、兵士三四十名で見張りをする」として、「貴郡守は、島民をあらかじめ戒めて、驚いたり恐れたりすることがないようにせよ」と要求した。朴逸憲は、「我の領域を保つのに外兵をたよる必要はない」と考えた。しかし「本年二月二十三日の韓日協約議定〔日韓議定書〕以後に〔中略〕一地方郡守として己の見解に固執して、ほしいままに〔日本側を〕禁止することはできない」と報告し、韓国政府に対して、どのようにすればよいか指示を求めている⁽¹⁸⁾。

その後鎮南郡守朴逸憲は韓国政府から指示が得られなかったとして、再度1904年5月6日、状況を報告している。朴逸憲は、閑山面執綱金仁熙から、「日本の兵船が村にやってきて来泊し、田畠を切り拓いて破壊し、建築を開始すると、村々は騒擾し」てしまったとの報告を受け取った。そこで、朴逸憲は、当該の面につけられたところ、日本の工兵数百名が砲台を建築していた。朴逸憲は、「我が政府の外部がこれを認許する前にこのような建築をすべきではない」と考え、日本海軍少佐中村松太郎と交渉したが、日本側は「軍略上の地点」であるとして工事を続行したと報告している⁽¹⁹⁾。

日露戦争初期の日本軍の占領、そして軍用地収用は、そこに住む人びとの生活を破壊し、大きな

(15) 史料には外部大臣宛とのみ記されている。ただし、この時期は趙秉植が外部大臣署理（代理）となっていた（『高宗実録』1904年3月12日条）。

(16) 「報告書第一号」『各司謄録』15、慶尚南道編5、国史編纂委員会、1985年、675-676頁。

(17) 「報告書第二十二号」閔衡植→李址鎔、1904年3月9日、前掲『各司謄録』15、665-666頁。同様の内容が「巨済情報」『皇城新聞』1904年4月7日付でも報じられている。

(18) 「報告書」慶尚南道鎮南郡守朴逸憲→外部大臣、1904年3月27日、前掲『各司謄録』15、677頁。

(19) 「報告書第一号」慶尚南道鎮南郡守朴逸憲→外部大臣、1904年5月6日、前掲『各司謄録』15、676-677頁。報告書の号数の記載はなく、空欄とされている。執綱は村のリーダーを指す。

矛盾を引き起こしたのである。家を奪われ、土地を追われた人びとの驚きや悲しみは尋常なものでなかった。また、郡守が、日本軍側の行為を許すことができないものであると認識していたことも重要である。

2 軍用地収用政策と朝鮮側の抵抗

(1) 軍用地収用政策の担い手

軍用地収用を遂行し、朝鮮側の抵抗を抑圧したのは、日本軍だけではなく日本領事館や日本の外務省警察、さらには在朝鮮の日本の民間人であった。以下日本側の史料に即して、どのような人びとが関わっていたのかを見ていこう。

まず、在馬山領事三浦弥五郎は、鎮海の仮根拠地防備隊司令官餅原平二によって次のように評されている。

三浦領事ハ土地収用ニ関シ終始非常ニ熱心ヲ以テ尽力従事シ為メニ〔中略〕最初調査ノ予定地ノ外尚ホ更ニ希望通り多大ノ土地増収スルコトヲ得タルノミナラス、防備開設ノ初メニ方リ屢発シタル韓民頑愚ノ諸訴ヲ解決シ且時々発生セシ韓吏、韓民間ノ関係ニ就キ監理、郡守ニ厳諭ヲ加エ吏ノ専横ヲ碎キ民ノ不幸ヲ助ケ我防備上直接間接其利スル所少カラズ。⁽²⁰⁾

三浦が先頭に立ち、「厳諭」等もしつつ軍用地収用を遂行したことがわかるが、その背景には日本海軍側の意向があった。1904年4月25日、海軍大臣山本権兵衛は三浦に対して軍用地収用にあたって「買収」等を担わせる方針を示している⁽²¹⁾。この方針は、4月30日、日本外務大臣小村寿太郎によっても承認された⁽²²⁾。日本外務省と海軍省のトップが連携して、軍用地収用政策が遂行されたことがわかる。なお、土地が「増収」したとされていることや、三浦が具体的にどのように問題に対処したのかについては、後に詳細に検討することにする。

また、鎮海仮根拠地防備隊指令官餅原平二によって、日本海軍が軍用地収用に「功績」があったとして、三浦以外に名前を挙げられている人物は次の7名である⁽²³⁾。

- ・馬山浦領事館在勤外務通訳生 立花犀助
- ・同領事館附外務省巡查 木佐貫牛之助
- ・馬山浦各国居留地在留 弘 清蔵
- ・馬山浦領事館附外務省警部 堺益太郎

(20) 「三浦領事以下仮根拠地土地収用ニ関スル功績始末報告」仮根拠地防備隊司令官餅原平二→佐世保鎮守府司令官鮫島貞規、1904年7月13日、「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 12(3)」, JACAR:Ref.C08020180400, 『明治45年～大正元年 公文備考 土木 37 卷 129 鎮海永興関係書類 12』, 防衛省防衛研究所, 23-24 画像目。

(21) タイトルなし文書、海軍大臣山本権兵衛→佐世保鎮守府司令官、1904年4月25日、前掲「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 12(3)」, JACAR:Ref.C08020180400, 35 画像目。

(22) 同上, 32 画像目。

(23) 前掲「三浦領事以下仮根拠地土地収用ニ関スル功績始末報告」23 画像目。

- ・同巡査 幸島竹松
- ・同巡査 指宿安福
- ・同巡査 村田 醇

外務省警察の者が目立つ。木佐貫は巡査として「仮根拠地開設当時ノ初メヨリ松真ニ駐在シ我意ノ有ル所ヲ韓民ニ通シ寛厳宜シキヲ得、且土地収用ニ関シテハ終始領事ヲ助ケ韓民ノ頑愚ナル行為訴願ニ対シ解決シ」たと評されている。朝鮮の地域社会に入り込み、日本軍の行為を強力に支えていたことがわかる。また、民間人として弘清蔵という人物が挙げられていることも見逃せない。弘は「土地収用価額家屋塚墓移転料其他ヲ時価相場ヲ明ニスルヲ以テ、主トシテ之ガ鑑定ノ任ニ就キ」大いに功績があったと評されている⁽²⁴⁾。

では、次に具体的にどのように土地の確保が進められていったのかを見ていこう。

(2) 軍用地収用の展開

日露戦争開戦から間もない1904年2月26日に、仮根拠地防備隊の日誌には次のような記録がある。

本隊前進以来韓人ハ諸種ノ嘆願ヲ為シ、餓死スルモ殺サル、モ死ハ一ナリ。請ヲ容レスンハ砲アルモ刀アルモ恐レス云々ノ如キヲ通シ来リ。要スルニ文面上相当ノ損害賠償ヲ為セハ満足スルノ意ヲ表シツツアリ⁽²⁵⁾

土地の占領が進められる中で、朝鮮人側の抗議が粘り強くおこなわれていたのである。ここでは「損害賠償」さえすれば問題は解決できるという見通しが示されている（後述のように、「損害賠償」が支払われたとしても問題の根本的な解決にはならないが、仮根拠地防備隊側はその点を理解していなかったように思われる）。同時に、仮根拠地防備隊側は佐世保鎮守府司令官鮫島員規に対して、次のような伺いの電報を送ったという。

田畑損害賠償一件ハ已ニ事実問題起リ居レリ。〔中略〕大勢集マリ来リ、田畑ヲ潰スナカレト従順ニ嘆願スルノミニテ、未タ工事ノ妨害ハナサレトモ勢ヒ妨害スルヤモ計ラレス。其時ハ兵力ヲ用ヒ打殺シテモ宜シキヤ。直ニ御指揮ヲ仰ク。⁽²⁶⁾

今のところ朝鮮人側は「従順」であるとしながらも、いざというときは兵力をもって殺害することを視野に入れていたのである。「損害賠償」という懐柔策を考慮しつつも、それはあくまでも武力による弾圧とセットで遂行されようとしていたといえる。

同じく2月26日在馬山領事三浦弥五郎は、仮根拠地防備隊側と協議の上でのことと思われるが、

(24) 同上、24-25 画像目。

(25) 「仮根拠地防備隊戦時日誌 (2)」JACAR:Ref.C09050333500、『仮根拠地防備隊 戦時日誌』（防衛省防衛研究所）、47-48 画像目。

(26) 同上。

鎮海湾周辺における防備隊建設に関して、「関係島民ハ哀訴嘆願シテ止マザル有様ニ付、此際本官ニ於テ当該韓国官吏ト協議ノ上相当ノ賠償ヲ彼等ニ与ヘ得ン」と述べていた⁽²⁷⁾。「賠償」をせずに軍用地収用を進めるのは反発を招くだけとの判断があったのではないと思われる。

賠償金を与えたとしても、侵略戦争の下でその土地で暮らしている人びとの同意を得ることなく、強権的に土地をとりあげること自体が問題である。

三浦もまた懐柔策をとるだけではなく、外務大臣小村寿太郎に対し、「巨済島ニ当分警察官ヲ駐在セシムル必要ハ防備隊司令官モ之ヲ認メ、已ニ本官ト協議済ニ付至急巡査二名ヲ同島ニ派遣致シタシ候。認可ヲ乞フ」と求めていた⁽²⁸⁾。警察力により対処することが必要だと判断していたのである。前述の木佐貫のように、これらの地域には外務省警察が派遣されていた。三浦は人びとの強い反発を前に、「賠償」と警察をもってこれをおさえようとしたのである。加えて、当初から、領事である三浦が日本海軍の防備隊司令官と連絡をとりあい、連携しながら軍用地収用問題にあたっていたことを確認しておきたい。

なお、日本側がねらっていたのは、土地の永久的な使用であった。日本海軍内において、現地の仮根拠地防備隊司令官餅原平二より「一時ノ賠償金モ永久ノ使用権モ其ノ代価ニ於テハ格別ノ差等ナキ趣ナレバ、此際永久ノ使用権ヲ得ル」方がよいだろうとの意見が出されていた⁽²⁹⁾。その後の展開過程を見る限り、「移転料」の支払いによる住民の完全の移転が目指されたことが明らかであるので、この意見が採用されたのであろう。永興湾の軍用地において、労役に使うために一部の住民に対して厳しい条件の下で現地での居住の継続を許可したとは異なる対応である⁽³⁰⁾。餅原によれば、現地の住民は耕作によって生計を立てており耕作地が収用されると飢饉に陥るため移転が望ましいこと、また、日本海軍側としても次の事情から住民の移転が望ましいと判断していた。

司令部ニ近接シテ彼等韓民ノ部落ヲ置クトキハ将来衛生上危険ナルノミナラズ取締上ニモ煩雜ヲ来シ自衛ノ為メニモ是非彼等ノ移転ハ必要トスル所ナリ。因ツテ松真ノ韓民部落ハ悉ク移サシムルヲニナセリ⁽³¹⁾

衛生や「取締」といった観点を挙げて、住民を完全に移転させる方針が示されている。特に松真浦が重点的な移転の実施地域とされることになったが、後で見ると同地においては強力に抵抗運動がおこなわれた。

(27) タイトルなし文書〔巨済島の水陸防備施設物建設に伴う問題に関する件〕、在馬山三浦領事→小村寿太郎外務大臣、1904年2月26日（「日露戦役時韓国での帝国の軍事経営一件」功勳電子史料館、http://e-gonghun.mpva.go.kr/portal/url.jsp?ID=PV_IC_0018_00000011）。本文書は元々はタイトルはないが、同史料館で附された仮のタイトルを〔 〕内に記した。

(28) 同上。

(29) 「卅六年度戦時計画仮根拠地設備ニ要スル土地収用等ニ関スル意見」仮根拠地防備隊司令官餅原平二→佐世保鎮守府司令長官鮫島員規、1904年4月3日、「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 12(4)」、JACAR:Ref.C08020180500、『明治45年～大正元年 公文備考 土木 37 卷 129 鎮海永興関係書類12』（防衛省防衛研究所）、5画像目。

(30) 前掲、拙著『紙に描いた「日の丸」』第一章。

(31) 前掲、「卅六年度戦時計画仮根拠地設備ニ要スル土地収用等ニ関スル意見」、6画像目。

なお、「賠償」との語が使用されているのは1904年2～4月頃に限定されており、その後の実際の軍用地収用政策の展開過程を示した史料では単に「移転料」等の「支払」とされている。つまり、日本側は「移転料」を支払うことで、永久的な土地の利用を目指したのである。以下では、その展開過程を追っていくことにしよう。

まず、日本側が土地の「移転料」等として必要な額を計算したところ、日本の侵略戦争の中で展開された鉄道工事による相場の変動によって、当初想定していた価格を大きく上回った⁽³²⁾。そこで、三浦らは、資金の確保を図ったものの、それでも不足しそうだった。しかし、「地価前予定当時ヨリモ二ヶ月余り経過シ農民所持ノ米穀払底ノタメ地価低減」という状況があり、また、土地の評価も「上中下」の三段階で区別し「精密ナル調査」をおこなって、土地の獲得を進めることができたのである。これらは三浦らが各地を時間をかけてまわって踏査した成果であると強調されている。これによって「多大ノ増地ヲ得タリ」とされており、当初の計画を上回って土地を獲得したのである⁽³³⁾。

軍用地収用の過程では、「井戸掘場所」である等の理由から、移転料等を増額をしなければ「後日ニ至リ韓民トノ争議免レザルベク思考セラレタル」地域もあった。他方、「船着キ場所ニテ韓民ノ附近諸島ト往来スル」ための場所であった雪津においては、民家移転を中止するとともに、反発の強い「塚墓移転」の数を減らすようにした。これによって、費用を節約し、先の「井戸掘場所」等の地域の「移転料」を増額するという手法をとった。雪津よりも前者の方が、日本側にとっての重要度が高かった結果である。ただし、住民側の強い反発を背景として、日本側がこうした対応をとらざるをえなかった点を確認する必要があるだろう⁽³⁴⁾。

また、日本側は「軍紀風紀」の問題にも注意を払っていた。日本海軍側は在馬山領事三浦弥五郎と協議して「取締」を実施することにしようとしたが、そうでなければ「釜山辺ヨリ醜業者等続キ入り込ミ来リテ大ニ軍紀風紀ヲ害スル虞」があるとしていた⁽³⁵⁾。実際、軍用地とされた地域には、日本軍の存在に引き寄せられたと思われるが、性売をおこなう日本女性たちがやってきていた。軍用地に駐在していた外務省警察の報告からはこうした女性に関する記録が多く残されている。日本側は、こうした状況が朝鮮側の反発を増大させることを恐れていたのであろう⁽³⁶⁾。

以上のように、日本軍の軍用地収用は、在馬山領事三浦弥五郎らが現地をくまなく回ることを通じて、朝鮮人側の反発を抑えながら遂行されようとしていた。しかし、次に見るように、朝鮮側の抵抗は決してやむことはなかった。

(32) 「仮根拠地収用地支払結了及此レニ対スル實際収用地ノ予定収用地ヨリ増加セシ所以並ニ仮根拠地区域ニ関スル件」仮根拠地防備隊司令官餅原平二→佐世保鎮守府司令長官鮫島員規，1904年7月13日，「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 12(1)」，JACAR:Ref.C08020180200，『明治45年～大正元年 公文備考 土木37巻 129 鎮海永興関係書類12』，防衛省防衛研究所，31画像目。

(33) 同上，32画像目。

(34) 同上，33画像目。

(35) 同上，34画像目。

(36) 「四」各所巡查駐在所執務報告及統営ニ於ケル清人状況報告 自明治三十七年八月」JACAR:Ref. B16080705700，『韓国在勤警部巡查各地出張雑件（報告書ヲ含ム）』第三巻（6-1-6-5_003）（外務省外交史料館）。

(3) 朝鮮の地方官の抵抗と日本側の対応

日本側は、1905年9月の段階で次のように振り返っている。

現ニ防備隊ノ巨済島来着后必要ノ土地ヲ収用スルニ当リ、干係島民ノ利益ヲ慮リ直接所有者ニ土地代価ヲ下付スルコトヲ取計ヒタルニ、何ソ料ラン、時ノ巨済郡守権重勲ハ村長其他屈指ノ所有韓人ヲ逮捕勾禁シ、之ニ笞杖ヲ加ヘテ売却代価ヲ捲キ上ケントシ回数厳談ノ末漸ク其不法ヲ差止ムルコトヲ得タリ⁽³⁷⁾

巨済郡守権重勲が、土地を所有する朝鮮人を逮捕して、日本側の土地買収を妨害する様相が示されている。日本側の立場から書かれているため、権重勲に対して否定的な記述となっていることには注意が必要であるものの、日本側にとって権重勲が大きな障害となっていたことがわかる。この点について、複数の史料からさらに掘り下げていこう。

まず、1904年3月18日の在馬山領事三浦弥五郎の報告⁽³⁸⁾によれば、巨済島等の収用地の取調べの段階で、昌原監理李台珽および巨済郡守権重勲はいずれも現場に立ち会って協議に応じていたので「至極好都合」であった。しかし、取決めする段になって、「当港監理ハ本国政府ヨリ未ダ何等訓令ニ接セストノ理由ヲ以テ本官ト協定ヲ為スヲ拒絶シタ」という。李台珽は、本来であれば韓国政府からの指示があるべきところ、ないのは問題であるとして交渉を停止させたのである。なお、先に確認した通り、日本政府は軍用地収用に関して韓国政府との協議の必要はないと判断していたため、現地で一方的に政策を推し進めたということなのであろう。

在馬山領事三浦弥五郎が1904年6月8日に記した史料には、軍用地収用を遂行し、村民への「移転料」の交付や立退きが進められようとしていた1904年5月頃の段階のことが記されている⁽³⁹⁾。これによれば、昌原港の監理である李台珽は、日本人への土地の売買を禁止した訓令が韓国政府からひそかに届いたということを巨済郡守権重勲に伝えた。権重勲はこれを根拠として土地を売却しようとする人びとを捕らえて獄に投じたという。やはり権重勲の行為に批判的な立場から記された史料である点は考慮する必要があるが、権重勲が日本側の軍用地収用政策にとって大きな障害となっていたことは間違いない。

在馬山領事三浦弥五郎は昌原監理李台珽の説得を試みた。三浦は、韓国政府から出されたとされる訓令は、「日韓議定書」に基づく土地の収用には関係しないものであると李台珽に述べ、巨済郡守権重勲への働きかけを求めたのである。だが、一切効果がなく、軍用地収用政策は行き詰まっていった⁽⁴⁰⁾。

こうした状況を受けて、三浦は「嚴重ノ処置ヲ施スノ已ムヲ得サルヲ認メ」、5月29日には「強

(37) 前掲「鎮海灣防備地帯行政委任ニ関スル取極理由書」27画像目。

(38) タイトルなし文書、在馬山領事三浦弥五郎→巨済島仮根拠地防備隊指令官餅原兵二、1904年3月19日付、前掲「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 12(4)」, JACAR:Ref.C08020180500, 14画像目。

(39) 「巨済島及附近諸島収用ノ件ニ関シ巨済鎮南兩郡守ヨリ誓書徴求ノ件」馬山領事三浦弥五郎→外務大臣小村寿太郎、1904年6月8日（「日露戦役時韓国での帝国の軍事経営一件」功勲電子史料館、http://e-gonghun.mpva.go.kr/portal/url.jsp?ID=PV_IC_0018_00000050）、2画像目。

(40) 同上、3画像目。

硬ナル態度ヲ以テ〔昌原〕監理ニ威圧的談判ヲ試ミ」た。「若シ陰險ナル方法ニ依リ彼是口実ヲ設ケテ直接間接ニ我軍事行動ヲ妨害シ敢テ改メザルニ於テハ、其妨害者ノ官吏タルト人民タルトヲ問ハス、毫モ仮借スルコト能ハズ」と脅迫した⁽⁴¹⁾。

さらに三浦は、「特ニ目下日露交戦ノ最中」なのであるから、「日韓両国」は「必勝」のために努力すべきであるとも強調したという。そして、三浦は「今日ハ軍事非常ノ秋ニシテ常規ニ拘泥スベキノ時ニアラズ、故ニ若シ巨済郡守ニ於テ不法ノ処置ヲ継続スルニ於テハ、我が司令官ト協議ノ上、軍律ニ照シテ之ヲ銃殺ノ刑ニ処スヘシ」と言い放った。すると、「監理モ俄カニ色ヲ変シ、恐惶戦慄ノ姿ニテ直チニ重ネテ至急ノ訓令ヲ発スヘキヲ誓ヒ、馬使ヒ丈ケニテハ遅延ノ虞アルニ付、馬山・松真浦ノ我軍用電信ヲ借用シタシト申出デタルニ付、之ヲ許諾シ直チニ訓令ヲ發送セシメタリ」という⁽⁴²⁾。

1904年6月の段階では、日本軍の「軍律」は朝鮮に施行されていない⁽⁴³⁾。したがって、ここでいう「軍律」による処罰とは三浦の発案によるものであったのだろう。「銃殺」との脅迫は衝撃を与えたようで、昌原監理李台珽が慌てて巨済郡守権重勲に訓令を發したことが読み取れる。

他方、三浦はソウルにいる日本公使林権助に連絡をとり、「軍事行動妨害ヲ敢テ改メザルニ於テハ郡守ニテモ監理ニテモ之ヲ捕縛シテ京城ニ護送シ処罰セシメタキ」旨を求めた。すると、林権助からは「承認ノ回訓」が来たという⁽⁴⁴⁾。

さらに、三浦は巨済郡衙を訪れて、巨済郡守権重勲に対して「不法ヲ充分ニ詰責シ、更ニ将来決シテ斯ル不都合ヲ敢テセサルヘキ旨ノ誓書ヲ徴セシメ」た。さらに、其帰途統營ニ寄港シ閑山島ハ鎮南郡ノ管轄ニ属スルヲ以テ、同郡守ヨリモ同様ノ誓約ヲ徴セシメタ」という⁽⁴⁵⁾。

三浦は以下のように総括している。

今回ノ収用地ノ内、巨済島以外ノ小島ノ分ハ至極円滑敏速ニ運ビタルモ松真浦及附近人民中ニハ頑固ニ苦情ヲ鳴ラス者アリ。他ノ村民等之ニ雷同シタルニ付、一二回威圧ヲ加フルノ已ムヲ得サルニ至リタルコトアリシモ、大体静穩ニ終了シ、最早殆ト全部撤退致候⁽⁴⁶⁾

収用は全体としては「円滑」に進んだとしているものの、松真浦を中心とした抵抗は強力であり、「威圧」を加えざるをえなかったことを認めているのである。

この後の巨済郡の状況を、郡守権重勲の報告から見ておこう。まず、7月5日の報告では、長木里からの報告が引用されている。そこでは、これまで日本軍によって長木里は占領されることはな

(41) 同上、3-4 画像目。

(42) 同上、4-5 画像目。

(43) 朝鮮支配を担当した韓国駐劄軍は、1904年7月2日に軍用鉄道・電信線を破壊する者を死刑に処する「軍律」を主要鉄道・電信線沿線に公布した。7月9日には処罰対象を鉄道・電信線以外の軍用営造物及び武器弾薬その他軍需品に対する行為にも拡大し、「韓国一円」に施行範囲を広げた。『朝鮮駐劄軍歴史』第1巻、朝鮮駐劄軍司令部、1916年、177-179頁（JACAR:Ref.C13070071800 および C13070071800（防衛省防衛研究所））。

(44) 前掲「巨済島及附近諸島収用ノ件ニ関シ巨済鎮南両郡守ヨリ誓書徴求ノ件」、5 画像目。

(45) 同上、6 画像目。

(46) 同上、7 画像目

かったが、ついに日本の警部と巡査がやってきて、土地の買収をおこなっているとのことであった⁽⁴⁷⁾。さらに、巨済郡猪島では8月23日に日本軍がやってきて工事が開始された⁽⁴⁸⁾。このように、権重勲らの抵抗をいったん抑え込んだ日本側は、軍事基地建設を新たな場所にまで拡張したのである。

だが、そうした中でも、抵抗は継続したようである。「日隊軍令」(『皇城新聞』1904年11月15日付)によれば、巨済郡守権重勲が鎮海湾において日本軍が発した「軍令」の内容を韓国政府内部⁽⁴⁹⁾に知らせたことが報じられている。「軍令」の不当性を伝えようとしたものと考えられる。

「軍事上妨害」(『大韓毎日申報』1905年3月1日付)という記事では、日本公使林権助が韓国政府の内部に送った「公函」の内容が紹介されている。以下に引用してみよう。

巨済島に我が〔日本〕軍事上の行動の必要のために、地域内に架設した通信機関を当地方郡守に厳重に保護する責任を担わせたが、当該郡守権重勲は〔中略〕その保護に取り組まなかった。その結果、頻繁に電話線を切断し窃盗する者がいるため、我が軍事上の妨げが少なくな

い。このように権重勲の抵抗は継続しており、林権助はこれを強く非難していたのである。さらに、林は、在馬山領事三浦弥五郎が権重勲の更迭を強く求めているとして、これをただちに実行に移すように求めた。その上で、権重勲の後任は「本視察員として修行中」の林ウンハを充てるように求めた。地方官人事に干渉するのは重大な内政干渉である。

日本側の史料でも次のように記録されている。

又巨済島ニ於テ軍用電線ヲ切断窃盗シタルト一回ニ止マラス。其都度〔昌原〕監理ニ照会シ地方郡守ニ訓飭シテ犯人ノ逮捕及将来ノ注意ヲ促シタルモ殆ント其効ヲ見ス。或ハ弱〔溺カ?〕死者ノ屍体又ハ喪失セル魚形水雷発見方等ニ付監理經由又ハ直接郡守ニ照会シタル事アルモ是亦同然嘗テ効ヲ発シタルトナシ⁽⁵⁰⁾

権重勲は、日本側が通信施設の保護を命じたことを拒否していたのであろう。

その後、報道によれば、1905年11月頃までには韓国政府によって権重勲は懲戒免職されたようである⁽⁵¹⁾。日本の圧力を受けてのことであろう。

(47) 「報告書第二号」慶尚南道観察使成岐運→外部大臣，1904年7月5日，前掲『各司謄録』15，669頁。

(48) 「報告書第九号」慶尚南道観察使成岐運→外部大臣，1904年9月15日，前掲『各司謄録』15，673頁。

(49) 「内部」は日本の内務省にあたる。

(50) 前掲「鎮海湾防備地帯行政委任ニ関スル取極理由書」27画像目。

(51) 「免官照律」『皇城新聞』1905年2月13日付，「七倅懲職」『皇城新聞』1905年4月26日付，「三氏免懲」『大韓毎日申報』1905年11月19日付。以上，免官を伝える記事があるが時期ははっきりしない。韓国政府側の抵抗等による紆余曲折があった可能性もあるだろう。そして，「第2次日韓協約」の強要(11月18日)を前後して，ようやく免官が決定となったのかも知れないが，推測の域を出ない。

3 朝鮮植民地化政策と鎮海湾

(1) 行政権掌握案の提起

まず、鎮海湾において軍用地収用を開始した時期にあたる1904年4月20日、在馬山領事三浦弥五郎は外務大臣小村寿太郎に宛てて、巨済島の詳細な現地調査の必要性を稟申しているが、その際に次のように指摘している。

同島〔巨済島〕ニ於ケル防備ノ設備ヲ将来ニ全フセント欲セバ一定ノ海面及附近諸島ハ勿論、同島全部ニ対スル行政権ヲ獲得スルニアラザレハ、軍港トシテ防備的効力ノ十全ヲ期シ難キハ多言ヲ要セサル〔後略〕⁽⁵²⁾

巨済島全体やその周辺の海面・諸島も含めて「行政権」を獲得する必要性を述べている。言うまでもなく重大な主権侵害であるが、日露戦争の開戦から間もない時期にこのような踏み込んだ構想が登場していたのである。

この少し前の同月3日に、仮根拠地防備隊司令官餅原平二が作成した意見書には、上記の点に関して次のような記述がある。

三浦領事ノ意見ニ依レバ、此際必要ノ土地ヲ収用シ之レニ対スル賠償金ヲ支払フニ於テハ、同時ニ韓国政府ト協商シ巨済全島及周囲小島ノ租借ヲナシ、年々僅少ノ租金ヲ払ヒ以テ島内ノ行政権警察権ヲ吾ニ収ムルヲ得策トセント、以テ御参考ニ供ス⁽⁵³⁾

巨済島を中心とした領域の土地を租借し、「行政権」のみならず「警察権」までを掌握しようとしていたこと、このことを三浦が餅原と協議していたことがわかる。

そして、それから1年半近くが過ぎ、日露戦争における日本の勝利が確定し、ポーツマス条約の締結を目前に控えた段階で、提案はさらにエスカレートする。1905年9月2日、在馬山日本領事館側で作成されたと思われる文書は、次のように鎮海湾一帯の支配に関して提起している（文書内に「当館附数名ノ巡查」との表記が見られるので、在馬山領事館側での作成と判断した）。

愈々鎮海湾ヲ我要塞地トシテ将来ニ持続スル事ヲ決定スルニ於テハ、〔中略〕就中鎮海湾ヲ包擁スル六郡ノ主要ナル行政権（警察、司法、収税、交通）ヲ我掌中ニ収ムルハ至主要ノ措

(52) 「巨済島内地の状況取調の爲め同島へ出張の儀稟申」在馬山領事三浦弥五郎→外務大臣小村寿太郎、JACAR:Ref.B16080763100、「三浦領事巨済島内地ノ状況取調ノ爲メ同島へ出張ノ件」(6-1-6-53) (外務省外交史料館)、2画像目。

(53) 「卅六年度戦時計画仮根拠地設備ニ要スル土地収用等ニ関スル意見」仮根拠地防備隊司令官餅原平二→佐世保鎮守府司令官鮫島員規、1904年4月3日、前掲「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 12(4)」, JACAR:Ref.C08020180500, 7画像目。

置ト思考致候。抑モ韓国役人及行政ノ腐敗ハ今更申述候迄モ無之⁽⁵⁴⁾

巨濟島に限らず、鎮海湾を囲む地域の「行政権」を掌握すべきという強い提案がなされているが、その背景には「韓国役人及行政ノ腐敗」があるとする。その「腐敗」の具体例として語られているのが、前述の巨濟郡守権重勲の行動であった。すなわち、日露戦争において軍用地収用をめぐって地方官の強力な抵抗に直面した馬山日本領事館側は、そうした地方官を排除し、直接地域を掌握しなければ軍事的な目的を達成しがたいと判断していたのである。なお、後述するように鎮海湾防備隊司令官餅原平二もこうした認識を前提に行動しているから、この見解は在馬山領事館だけのものではなく、軍を含む鎮海湾現地の日本側の共通認識だったといっていいただろう。

この9月2日の文書で、在馬山領事館側は、日本が鎮海湾のみならず、周辺の陸地までもも掌握することの重要性を次のように述べる。

周囲数十里亘ル（馬山、統営間十四里）鎮海湾ノ沿岸地方一帯ヲ警戒スルハ、到底当館附数名ノ巡査任セテ即座ニ措クシ得ヘキ筈モ無之、必スヤ周囲ノ要所ニ平素必要ノ人員ヲ配置シ、一面ニハ郡ノ状態ヲ明カニスルト同時ニ、要塞ト相待テ常ニ注意ヲ加ヘ、一旦緩急アル場合ニハ直チニ之ニ応スルノ処置ヲ敏速ニ執リ得ルノ組織ヲ立テ置カサルヘカラス。而シテ今日ノ勢、韓国全体ヲ我保護ノ下ニ置クトスルモ邊鄙ノ地ニ至ル迄立^{たちど}ロニ其行政ノ改マリ得ヘカサルハ勿論、要塞地帯法又ハ軍令ノ規定丈ニテハ未タ此必要ヲ充タスニ足サルモノアリ⁽⁵⁵⁾

そして、次のように、朝鮮の主権をより踏み込んで侵害する提起がなされる。

此際鎮海湾ヲ包擁スル六郡ノ行政ハ之ヲ我手ニ収メ、六郡ノ郡長ニハ本邦人ヲ任命シ六郡ヲ総轄スル民政庁ハ之ヲ統営ニ置キテ同地ヲ長官ノ駐在地トシ〔後略〕⁽⁵⁶⁾

この六郡とは、巨濟、鎮南、固城、鎮海、漆原、熊川各郡であった。統営の長官が巨濟島の要塞司令官と連携して「鎮海湾経営」をおこなうとされた。なお、この完全なる行政掌握案の対象とな

(54) 前掲「鎮海湾防備地帯行政委任ニ関スル取極理由書」26-27 画像目。

(55) 前掲「鎮海湾防備地帯行政委任ニ関スル取極理由書」28-29 画像目（ルビは引用者によるものである）。要塞地帯法は日本において1899年に裁可・公布され（法律105号）、要塞地帯内の撮影・調査・出入等を禁止または制限した（前掲『国史大事典』の「要塞」）。ただし、朝鮮に施行されたのは「韓国併合」後の1913年9月23日のことである（勅令248号）。この引用史料での言及は、すでに事実上要塞地帯法を適用していたことを示しているのかもしれない。なお、勅令248号では、朝鮮においては第18条および第28条を除き施行するとしている。紙幅の都合上第18条の内容のみを示すと、「地帯ノ禁止制限ニ関シ官庁ノ処分ニ服セサル者ハ其ノ処分ニ就テノ告示又ハ通達ヲ受ケタル日より三十日以内ニ陸軍大臣ニ訴願スルコトヲ得。但シ訴願中処分ノ執行ヲ妨ケス」であった。処分を不服とする訴願の権利を朝鮮においては認めなかったのである。

(56) 同上、29 画像目。

る「鎮海湾防備地帯」は、戸数 20,706、人口 92,739 に及ぶ地域であった⁽⁵⁷⁾。

こうした在馬山領事館側の認識を踏まえ、1905 年 12 月 16 日、鎮海湾防備隊司令官餅原平二は、海軍次官齋藤実に対して行政掌握案について報告しているが、「行政ノ実施ニ関シテハ意外ニ経費ヲ要セサルノミナラス、其方法ニ於テモ遺憾ナク最良ノ方案ト認め」られたとしている⁽⁵⁸⁾。同様のことは、三浦から外務大臣に対しても「具申」されていた⁽⁵⁹⁾。

以上のように、日本海軍や現地の領事館・外務省は、日露戦争中から朝鮮側が内政の主権を有していることを大きな障害として認識していた。このことは、日本の朝鮮侵略過程を理解する上で重要な事実であろう。

この案がその後どのようになったのかについて確認できる史料は発見できていないが、統監府設置等の動きの中で、実現しなかったと思われる。次項で見ると、統監として赴任する伊藤博文は、朝鮮侵略を進めていくという目的の下で、朝鮮人側の反発を生むような露骨な強権的政策は避け、より巧妙な政策を構想していた。行政掌握という露骨な支配政策が実現しなかったのは、この伊藤の意見が影響した可能性がある。この路線の違いは本質的なものではなく、あくまでも侵略を進める方法の違いに過ぎなかった。

(2) 伊藤博文による「軍港」計画

その後、鎮海湾を日本海軍の拠点として拡大させる方針がとられ、土地等の追加買収、日本側の軍事施設建設がさらに進められることになる。

鎮海湾をめぐる動きが本格化するのは 1906 年 7 月 12 日に開催された「韓国施政改善ニ関スル協議会第八回」（於統監官邸）である。この会合において、統監伊藤博文は韓国政府の各大臣に対して、鎮海湾における日本海軍の軍用地収用を要求した⁽⁶⁰⁾。このとき、伊藤は「〔韓国政府側の〕大体ニ於ケル閣員ノ同意ヲ得置キタル」との認識を得たとされる。これを踏まえ、伊藤は日本海軍側に状況を電報にて報告したところ、日本海軍大臣齋藤実は海軍中佐森越太郎をソウルに派遣し、7 月 31 日に伊藤と面会させている。森は、伊藤の方針に齋藤の「協賛」の意を伝えるとともに、日本海軍側が作成した「覚書」を提出した。森は、伊藤を複数回訪問し、日本海軍側の意向を伝えるとともに、伊藤の意見も聞き、議論を重ねたという⁽⁶¹⁾。

(57) 「鎮海湾防備地帯戸口及徴税金穀年額一覧表」, 「自明治 39 年同至 45 年 鎮海永興関係書類 6 (5)」 JACAR:Ref.C08020173300, 『大正元年 公文備考 土木 31 鎮海永興関係書類 6 巻 123』, 防衛省防衛研究所, 39 画像目。

(58) 「鎮海機密 177 号」, 前掲「自明治 39 年 至同 45 年 鎮海永興関係書類 6 (5)」 JACAR:Ref.C08020173300, 16 画像目。

(59) タイトルなし文書, 外務大臣桂太郎→海軍大臣山本権兵衛, 前掲「自明治 39 年 至同 45 年 鎮海永興関係書類 6 (5)」 JACAR:Ref.C08020173300, 14 画像目。

(60) 「韓国施政改善ニ関スル協議会第八回要領筆記（軍港ニ関スル分抜粋）」, 「自明治 39 年 至同 45 年 鎮海永興関係書類 5 (11)」 JACAR:Ref.C08020172300, 『大正元年 公文備考 土木 30 鎮海永興関係書類 5 巻 122』, 防衛省防衛研究所, 15-17 画像目。

(61) 森越太郎「韓国ニ於ケル軍港問題ニ付京城出張復命報告」1906 年 8 月 22 日, 「自明治 39 年 至同 45 年 鎮海永興関係書類 5 (10)」 JACAR:Ref.C08020172200, 大『大正元年 公文備考 土木 30 鎮海永興関係書類 5 巻 122』, 防衛省防衛研究所, 2-3 画像目。

そうした経緯を経て「鎮海湾及永興湾ノ兩地ハ日韓国防ノ為メ軍港ヲ置クト言フコトヲ韓国政府ヲシテ公布セシムルコト，軍港ハ名義上韓国ノ軍港トスルコト」になった⁽⁶²⁾。

鎮海湾・永興湾は日本海軍の事実上の「軍港」とするが、名義上は韓国のもとし、またあくまでも「日韓国防」という建前の下で、韓国政府に公布させるという方針である。日本海軍の主眼は鎮海湾にあったようであるが、永興湾もあわせて「軍港」とする方針としたのであろう。

日本が両湾を管轄することは、次の点で問題があると判断された。一つは次のような事情である。

今直チニ我管轄トスレハ夫レ丈ケノ機関ヲ置キ取締ヲ為サ、ルヘカラズ。然ルニ未ダソレ程海軍ノ経営モ進ミ居ラサル今日，韓国側ノ感情ノ上ヨリシテモ，人民ノ便利ノ上ヨリモ，民政ハ現在ノ俣ニナシ置クヲ良シトス⁽⁶³⁾

伊藤が朝鮮側の反発を警戒しているのは、これまでの日本側の行為が朝鮮側の反発を呼んでいると認識していたためである。伊藤は「日本ノ韓国ニ対スル施政方針トシテ一時ニ荒治療ヲナシテ悪感情ヲ激成セシムルコト」がないようにしなければならないと述べる。このような日本側の行為によって「国王以下諸有司ヲシテ猜疑ヲ深カラシメサル」ようにしなければならないとする⁽⁶⁴⁾。

第二に、諸外国の最恵国待遇や治外法権の問題である。「他ノ外国人ヲシテ窺窺スル処ナカラシムルノ必要アリ」と判断されていた。「政治ノ変化ハ予期シ難キモノ生スルコトアルヲ以テ，此際韓国ノ軍港ナルモノヲ定メ外国人ノ土地所有ノ途ヲ絶チ置キ，一方ニテハ之レヲ日本ニテ使用スルノ取極メヲ為シ置クヲ必要ト認ム」とする。日露戦争を通じて朝鮮に対する支配権を確立したとはいえ、予断を許さないという判断があったのである⁽⁶⁵⁾。この背景には、「韓国対諸外国ノ最恵国条款モ治外法権モ尚存在スルヲ以テ，日本独り専横ヲ為スコト」はできないという考えがあった⁽⁶⁶⁾。

以上のような認識を背景として、形式上朝鮮側の「軍港」とする方針が定められたわけであるが、これはあくまでも暫定的な措置に過ぎなかった。「必要ノ時到来ラハ，委任統治ヨリ，全然管轄ヲ移スナリ。時機ニ応シ其方法ヲ構スヘシ」とされていた。また、他の外国に権利を奪われないように、当分の間、あくまでも「軍港予定地」としておくことがよいだろうとした⁽⁶⁷⁾。

伊藤の案をもって、8月15日には「韓国施政改善ニ関スル協議会第十回」（於統監官舎）がもたれた。韓国政府の各大臣が出席した他、法学博士梅謙次郎、統監附武官海軍少将宮岡直紀、海軍軍令部参謀海軍中佐森越太郎、馬山理事庁理事三増久米吉が出席した。この中で、伊藤は次のように「軍港」計画を打ち出した。

陸軍ニ於テハ既ニ鎮海永興ノ二湾ニ要塞ヲ設置セリ。而シテ海軍ニ於テモ亦此ノ兩湾ヲ軍港

(62) 同上、5-6 画像目。

(63) 同上、6 画像目。

(64) 同上、4 画像目。

(65) 同上、6 画像目。

(66) 同上、4 画像目。

(67) 同上、6 画像目。

トシテ防禦上ノ目的ニ使用スル為、從來ノ設備ヲ完成セシメント欲ス。〔中略〕但シ右両湾トモ實際ニ於テハ日露戦争中ヨリ既ニ我海軍ニ於テ軍事上ノ目的ニ之ヲ使用シ来レリ。然レトモ戦争中ニ於テハ両湾ニ関スル特別ノ協定ヲ設ケシテ使用シタリト雖、今回ハ其ノ使用ニ関シ相互ノ協定ヲ為サントスルニ過キス〔後略〕⁽⁶⁸⁾

日露戦争中より使用してきた日本海軍の軍事拠点を、「軍港」として位置づけると提起している。そして、「軍港」の「予定区域」を示す理由としては、「外国人」に土地を所有させないためであるとの理由を示している⁽⁶⁹⁾。また、永興湾についてはすでに必要な土地買収は済んでいるので、今回は鎮海湾の土地を追加で買収する予定であること、買収にあたっては日本の理事官と朝鮮側の地方官憲が立ち会って代価を支払うとの方針も示された⁽⁷⁰⁾。その上で、伊藤は次のような覚書を韓国政府側に提示した。

(其ノ一)

日韓両国国防ノ必要上慶尚南道鎮海湾並咸鏡南道永興湾ヲ以テ韓国軍港ニ予定シ当分ノ間左記諸郡内ニ在ル土地家屋其ノ他ノ不動産ノ典売ヲ禁止セラレンコトヲ要ス。

両軍港地域ニ関係ヲ有スル諸郡ハ左ノ如シ。

鎮海湾軍港方面

巨濟郡、鎮南郡、固城郡、鎮海郡、昌原郡内浦、漆原郡漆原半島、熊川郡

永興湾軍港方面

永興郡、高原郡、文川郡、徳源郡、安辺郡

(其ノ二)

- 一、日韓両国国防ノ必要上慶尚南道鎮海湾及咸鏡南道永興湾ヲ以テ韓国軍港トス。
- 二、右両軍港ノ区域ハ大略別図朱線ヲ以テ示スモ、尚右区域ハ両国干係官憲實際立会ノ上、之ヲ確定スルヲ要ス。
- 三、右両軍港ハ日本政府ノヲ使用スル為、時ニ及ンテ軍事上必要ノ設備ヲ施スヘシ。之ニ要スル土地ノ授受ニ関スル取極ハ別ニ之ヲ為スヲ要ス。
- 四、此ノ際、鎮海湾軍港区域内別紙図面青線内地域ノ使用ヲ日本政府ニ於テ必要トスルニ付、韓国政府ハ之ヲ日本政府ニ引渡スモノトス。而シテ該区域内ニアル私有地ハ此ノ際韓国政府ニ於テ之ヲ買上ケ其ノ代価ハ日本政府ニ於テ一時又ハ便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ仕払フモノトス。⁽⁷¹⁾

以上の伊藤の提起に対して、朝鮮側の農商工部大臣権重頭は、「此ノ書類中第四項ニ他日韓国政府ノ国防充実スレハ相当ノ弁償ヲ以テ買戻シ得ルノ条件ヲ附シ置カレタシ」との意見を出した。こ

(68) 「韓国施政改善ニ関スル協議会第十回」、前掲「自明治39年 至同45年 鎮海永興関係書類 5(11)」JACAR:Ref.C08020172300, 28-29 画像目。

(69) 同上, 29-30 画像目。

(70) 同上, 31-32 画像目。

(71) 同上, 34-37 画像目。

れに対して伊藤は、「至極宜シ。韓人心ヲ安堵セシメ政府ニ対スル攻撃ヲ避クル目的ニハ名案ナルヘシ」と応じ⁽⁷²⁾、「親ク筆ヲ取りテ「韓国自衛ノ軍備充実スルマテ」ノ一句ヲ第三項ノ「右兩軍港ハ」ノ下ニ挿入シ示」した⁽⁷³⁾。伊藤の「軍港」計画は一層欺瞞性を帯びたといえるだろう。

伊藤は翌16日に韓国政府の参政大臣朴齊純に宛てて以上の趣旨をまとめて公文照会をおこなった⁽⁷⁴⁾。これを受けて韓国政府は慶尚南道の地方官に対して土地売買の禁止等を訓令するとともに、21日には韓国政府は鎮海・永興兩湾を「軍港」とする「予定」であることを告示した⁽⁷⁵⁾。

おわりに

鎮海湾一帯は日本にとって軍事上重要な地域であり、日露戦争下における朝鮮侵略の第一歩はここからはじまった。本稿は、1904年から1906年にかけての鎮海湾の軍用地収用の問題を扱った。

鎮海湾一帯の軍事占領は、そこに住む人びとにとって、突如として暴力的に断行されたものであった。家を失い、土地を追われた人びとの日本軍に対する反発はさきわめて強いものであった。

こうした状況下において、在馬山領事館と日本軍が一帯となって軍用地収用政策を押し進めていった。日本側は外務省警察を各地域に配置し、地域の状況を詳細に調べ、収用を効率的に進めようとした。しかし、巨済郡守権重勲をはじめとした地方官を含む人びとの抵抗に直面した。日本側は「軍律」によって処刑すると脅迫しながら、政策を進めようとした。それでも、地方官や地域の人びとの抵抗はやむことはなかった。

さらに在馬山領事館と現地日本軍は、地方官等の抵抗を問題視し、日露戦争中から鎮海湾一帯の行政を直接掌握する案まで検討するに至った。これは、朝鮮の完全な植民地化政策を先取りする構想ともいえるものであった。この点から見ても、日露戦争が朝鮮植民地化のための戦争であったということがわかる。

統監に就任した伊藤博文は、1906年に日本海軍の意向を受けて、鎮海湾・永興湾の軍港計画に乗り出していく。ただし、伊藤は、朝鮮側の抵抗が高まることを危惧するとともに、ロシア等の諸外国の勢力が朝鮮に入り込むことを警戒していた。そこで、伊藤は、兩湾を形式的に韓国の「軍港」とする「予定」であるとすることによって、上記の問題を回避した上で、日本が独占的に鎮海湾を使用できるようにしたのである。

鎮海湾一帯の行政掌握案にしても、伊藤の「軍港」計画にしても、鎮海湾一帯の排他的な支配という目的において共通していた。

以上のように、鎮海湾一帯は日本の朝鮮植民地化政策の要であり、日本の軍事的な侵略政策と朝鮮人側の粘り強い抵抗がせめぎ合う場だったのである。

なお、このテーマに関しては、アジア歴史資料センターより閲覧可能な史料が多数存在しているが、本稿でその全体を分析できたわけではない。今後、研究を進める必要がある。

(かとう・けいき 一橋大学大学院社会学研究科准教授)

(72) 同上、42-43 画像目。

(73) 前掲、森越太郎「韓国ニ於ケル軍港問題ニ付京城出張復命報告」、10 画像目。

(74) 同上、10 画像目。

(75) 大韓帝国『官報』1906年8月27日。